

# 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画(案)について(概要)

## 1 計画策定の趣旨

平成30年3月に、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した「第5期朝霞市障害福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの進捗状況等を分析した上で、障害福祉サービス等の必要量を的確に見込むとともに、その確保のための方策を定めた「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」を策定した。

第5期朝霞市障害福祉計画では、障害児福祉計画を一体的に作成した上で、「朝霞市障害児福祉計画を含む」としていたが、本計画からは、「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」と明記することとした。

## 2 計画の期間

令和3年度～令和5年度（3年間）

## 3 計画策定の主なポイント(基本的理念)(P12～P15)

計画の策定に当たっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)における、次の7つの基本的理念を踏まえ、策定している。

- (1)障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2)市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4)地域共生社会の実現に向けた取組
- (5)障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6)障害福祉人材の確保【※新規追加】
- (7)障害者の社会参加を支える取組【※新規追加】

なお、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などと整合を図り、策定した。

## 4 現状、課題の把握(P28～P43)

障害のある人や児童の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、各種障害手帳所持者・難病患者見舞金受給者、障害児等の保護者に対してアンケート調査、障害福祉サービス事業所等・障害者団体に対してヒアリング調査を実施した。その他、パブリック・コメント、福祉分野の他の計画と合同で市民懇談会を実施した。

## 5 基本目標(P53～P64)

基本指針に基づき、計画最終年度である令和5年度の数値目標(成果目標)として、次の8項目を設定している。

- (1)福祉施設入所から地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 【※一部指標が新規追加】
- (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行等 【※一部指標が新規追加】
- (5)障害児支援の提供体制の整備等
- (6)発達障害者等に対する支援 【※新規追加】
- (7)相談支援体制の充実・強化のための取組 【※新規追加】
- (8)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【※新規追加】

## 6 施策の方向性(P69～P128)

上記の数値目標を達成するため、「第5章サービス等の見込量とその確保の方策」と「第6章地域生活支援事業」において、活動指標として、事業ごとのサービス見込量等を定めている。

なお、見込量等の算定については、県の質疑応答により、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況で実施することとしており、本市においても、これに基づき、見込み量等の算定をしている。

## 7 計画の推進体制(P135・P136)

○計画の進捗状況は、事業ごとの「実績・計画」に基づいて管理する。

○計画の進捗状況の報告及び評価は、朝霞市障害者プラン推進委員会で行う。